

平成30年7月豪雨の被災者に対する住居等の提供についてご協力のお願い

愛媛県では、平成30年7月豪雨で被災された方々に一時的な居住場所を確保するために、県民の皆様や各企業等の善意により無償で貸与される住宅を登録し、被災された方に紹介する「善意の住宅紹介制度」を実施しています。

県民の方々に

○使っていない空家や離れがあるから一時的に使ってほしい

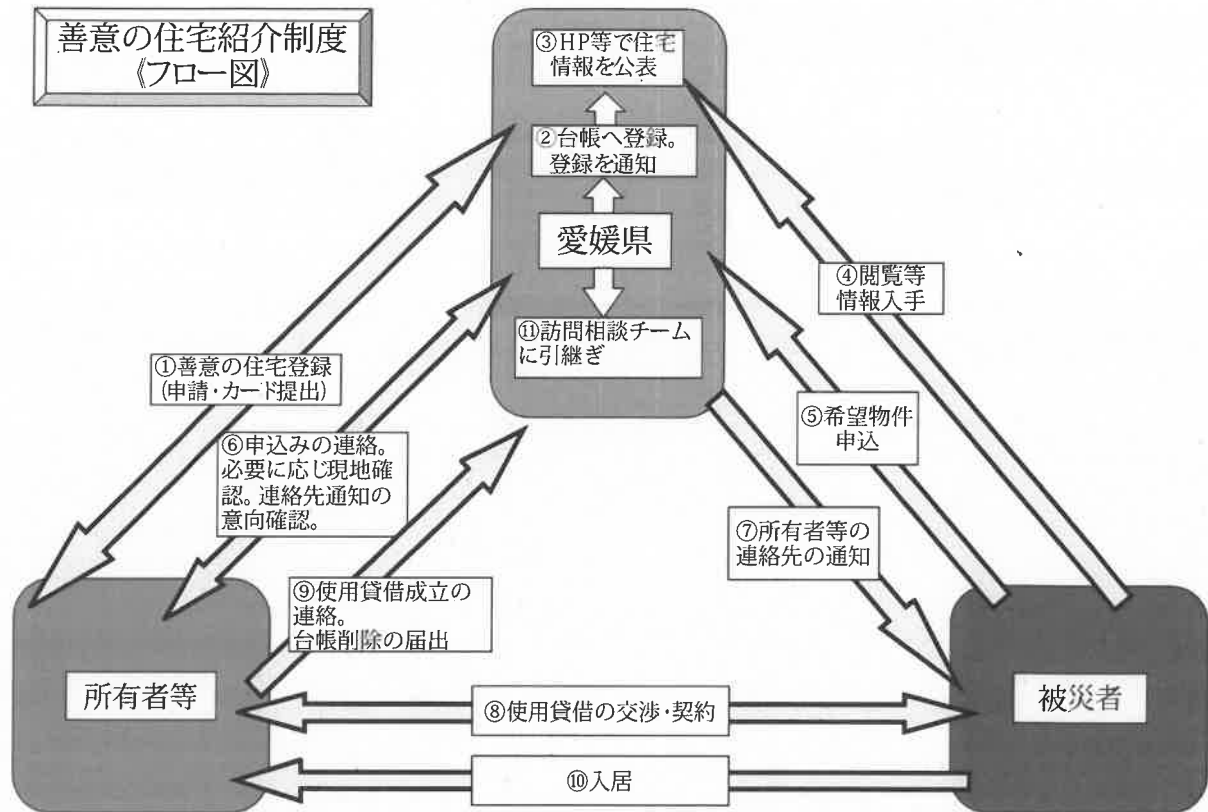
○社宅等の施設が空いているから一時的に使ってほしい 等

被災者支援のため、無償で住宅を提供いただけるという方は次の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

- | | |
|--------|---|
| 1 受付窓口 | 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課 |
| 2 連絡先 | TEL : 089-912-2336
FAX : 089-912-2299
メール : kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp |
| 3 受付時間 | 平日8:30~17:15 |

<注意事項>

- この制度で募集している住宅等は、「無償」が条件です。県から住宅提供者に対して補助金等が支給されることはありません。
- ご提供いただきました住宅の情報は、所有者が特定されない形で県ホームページ等により広く公表します。
- 被災者から県に利用の申し込みをいただいた場合、県から被災者と住宅提供者双方に連絡先をお伝えしますので、入居に関する交渉や契約は直接行っていただきます。
- 被災者と住宅提供者それぞれの関係は、法的には民法 593 条に規定される「使用貸借」という契約関係になります。将来のトラブルを防ぐために契約書を交わすことをお勧めします。
- 住宅の使用貸借については、住宅提供者と被災者のお互いの合意によるものとなります。交渉や契約、入居後のトラブルに関しては、県は関与できませんので、万一、トラブルが発生した場合は、当事者間で誠意をもってご解決いただきますようお願いいたします。
- ご自分が経営する事業所の従業員として雇用することを目的として、社宅等を無償提供することは「求人広告」にあたるため、本制度ではご紹介することができません。
- 被災者に住宅をご案内する場合は、その直前に住宅の状況について現地確認させていただきます。



《手続きの手順》

- ①住宅を無償で貸与する者（以下「所有者等」という。）は、住宅登録申込書を県に提出する。
- ②県は、申込み内容を確認し住宅台帳に登録するとともに、所有者等に登録したことを通知する。
- ③県は、台帳に登録した住宅の情報を県HP等で公表する。
- ④被災者は、県HPの閲覧等によって善意の住宅の情報を入手する。
- ⑤公表された善意の住宅の利用を希望する被災者（以下「利用希望者」という。）は、利用申込書を県に提出する。
※利用できる被災者
 - ・市町村が発行する罹災証明書を有する者（申請時点で有していない場合は、後日提出）
 - ・福島県に居住している者（原子力発電事故関連地区）
- ⑥県は、利用申込み内容を確認し所有者等に対し申込みがあったことを連絡する。必要な場合は善意の住宅の現地確認を行う。
- ⑦県は、所有者等の承諾を得て、利用希望者に所有者等の連絡先を知らせる。
- ⑧利用希望者と所有者等とは、住宅の使用貸借に関する交渉、契約を直接行う。
（県は利用希望者と所有者等との交渉・契約、入居後のトラブルに関与しない。）
- ⑨使用貸借が成立した場合、所有者等は、住宅登録削除届出書を県に提出する。
県は、届出内容を確認し、住宅台帳から削除する。
- ⑩利用希望者の入居開始
- ⑪入居情報を訪問相談チームに引き継ぎ、円滑な生活支援に繋げる。